

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新聞	解禁日等は特にありません

『第1回 遠賀川下流部利用者会議』

～不法係留船対策に関する計画の公示にむけて～



平成22年11月16日

国土交通省

遠賀川河川事務所

遠賀川河口域には、多数の船舶（H22現在：775隻）が河川管理者の許可を得ずに係留され、河川の安全な流下を阻害する障害物等になるなど災害をもたらす可能性があり、河川管理上大きな問題となっています。さらに、環境上の問題として、周辺住民に対する騒音やゴミ問題・違法駐車などの被害も発生しています。

この為、本年9月16日には、不法係留船対策を進めるために、行政手続きに則った『遠賀川河口域利用対策協議会』を開催いたしました。

この協議会では、平成23年2月の“不法係留船対策に関する計画”の公示に向けて、不法係留船対策の基本方針や具体的対策方法（取締り・撤去方法等）などを、地域の方々のご意見を反映し、河川管理者へ意見を促すこととなっています。

そこで、計画内容を策定するにあたり、地元住民・漁協・水面利用者等、地域の方々の意見をお聞きするため、『第1回 遠賀川下流部利用者会議』を開催することといたします。

なお、この遠賀川下流部利用者会議は、平成21年5月から開催している西川利用者対策会議の名称を変更し、西川利用対策会議の考え方を継承しつつ、遠賀川下流部全体の不法係留船に対する意見をお聞きする場として設置するものです。

つきましては、報道関係の方々にもご参加いただき、不法係留船対策に係わる計画策定手順等についてご理解いただくとともに、検討内容を広く地域の方々に周知していただきたくお知らせする次第です。

記

1. 日時 平成22年11月25日（木） 16:30～18:30
2. 場所 河口堰管理支所 遠賀川河口館（水巻町猪熊 10-7-1）
3. 議題
 1. 平成22年9月における不法係留船の実態報告（昨年との比較）
 2. 第1回 遠賀川河口域利用対策協議会（9/16開催）の概要
 3. 遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書（案）の説明

4. 平成 23 年度の実施計画（案）

5. 今年度に塵芥（ゴミ）として処分する船舶

4. 連絡先 遠賀川河川事務所 占用調整課 担当：高橋、松村
TEL 0949-22-1830（遠賀川河川事務所）
093-201-1675（河口堰管理支所）

～ 参 考 ～

①遠賀川河口域利用対策協議会とは

国土交通省河川局からの通達を踏まえ、行政手続きに則り設置された協議会。メンバーは、学識経験者・地元自治体代表・警察・河川管理者（国・県）等で構成されている。この協議会からの助言を受け、河川管理者が不法係留船対策に係る計画を策定し、公告することとなる。

－開催経緯－

第1回 平成 22 年 9 月 16 日

②遠賀川下流部利用者会議とは

上記で設けられた遠賀川河口域利用対策協議会には、地元住民や水面利用者が含まれないことから、地域の意見を聴く仕組みとして、遠賀川下流部利用者会議を設置。

－開催予定－

第1回 平成 22 年 11 月 25 日

③西川利用対策会議

平成 21 年に西川を中心とした不法係留船対策のあり方を検討するため、地元住民や水面利用者らとの意見交換の場として設置された組織。今回、遠賀川河口域利用対策協議会が設置されたことを踏まえ、この西川利用対策会議の名称を変更し、遠賀川下流部利用者会議となる。

－開催経緯－

第1回 平成 21 年 5 月 27 日

第2回 平成 21 年 8 月 26 日

第3回 平成 21 年 11 月 13 日

第4回 平成 22 年 3 月 11 日

第5回 平成 22 年 6 月 23 日

1. 平成22年調査と平成21年調査の比較

	平成22年9月	平成21年	備考
西川	581隻	632隻	51隻減 (8%減少)
遠賀川	135隻	161隻	26隻減 (16%減少)
計(国)	716隻	793隻	77隻減
吉原川	4隻	4隻	—
戸切川	7隻	7隻	—
江川	48隻	53隻	5隻減 (10%減少)
計(県)	59隻	64隻	5隻減
合計	775隻	857隻	82隻減(10%減少)

この1年間で、約1割の減少がみられる。

変化状況

遠賀川砂浜では船舶が撤去されつつある。

2009年8月撮影

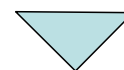


2010年7月撮影



県管理河川では沈船化が進んでいる。

2009年9月撮影



2010年9月撮影



2. 第1回 遠賀川河口域利用対策協議会の概要

開催日時 平成22年9月16日(木) 15:00～16:40

開催場所 遠賀川河川事務所 4階会議室

メンバー 委員 11名
オブザーバー9名(うち1名欠席)

主な内容 ①協議会の設立趣旨と規約の決定
②会長・会長代行の選出
③遠賀川河口域における不法係留船対策
についての説明と討議

平成22年9月16日に開催された

『第1回遠賀川河口域利用対策協議会 風景』



テレビ局・新聞社などのマスコミ関係者が4社参加

3. 遠賀川河口域における不法係留船対策 に係る計画書(案)

西川利用対策会議で議論してきた不法係留船対策の考え方および、第1回遠賀川河口域利用対策協議会(平成22年9月16日実施)の議論を踏まえ、『不法係留船に係る計画書』(案)を策定した。

そこで、今回の遠賀川下流部利用者会議において、地域の方々および利用者の方々に計画(案)に対する意見をうかがい、その結果を踏まえ、第2回遠賀川河口域利用対策協議会(平成23年1月開催予定)に提出し、議論のうえ、事務局で調整し、平成23年2月に『不法係留船対策に係わる計画』を公示していきたいと考えている。

遠賀川河口域における不法係留船対策 に係る計画書(案)

構成

- I. 重点的撤去区域の設定及び同区域における
不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画
- II. 規制措置の実施計画
- III. その他
(関係者への広報啓発活動・計画推進のための体制)

◇詳細は、遠賀川下流部利用者会議にて説明

4. 平成23年度の実施計画

◇平成23年2月に不法係留船対策を計画を公示することを前提として

《実施項目》

1. 計画の周知
2. 第1期重点的撤去区域の設定と区域からの船舶の撤去
3. 受け入れ施設となる遠賀川河口域の施設への占用許可申請受付
4. 遠賀川下流部利用者会議・遠賀川河口域利用対策協議会の開催

5. 今年度(平成22年度)中に塵芥(ゴミ)として 撤去する船舶

西川および遠賀川の高水敷には、所有者不明船舶があり、出水時に流れ出す恐れがある。そこで、これら船舶を**強制撤去**する。

専門機関の**船価鑑定**の結果、これら船舶(15隻)は、船あるいはリサイクル品(スクラップ)としての価値はなく、所有者が不明なため**塵芥として処分**することとした。

専門機関 = (財)新日本検定協会 福岡事業所

この組織は、主に船舶関連の積荷の品質を検査する機関であり、船舶保険などのために船価鑑定を実施している。なお、東京都の運河における放置艇の船価鑑定を実施した実績を持っている。

塵芥(ゴミ)として撤去する船舶

